

パブリック・コメント手続(意見募集)

「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」 の改正について

意見募集期間

令和7年(2025 年)

10 月 10 日(金)～10 月 31 日(金)

お問い合わせ先：経営企画部都市戦略課(ゼロカーボン推進担当)

電話 046-822-9661(直通)

横 須 賀 市



パブリック・コメント手続について

市政の透明化・公正化をすすめ、市民の皆さんが市政へ参画しやすくするために、市の重要な政策の決定に当たって、次の手順で行う一連の手続をいいます。

- (1) 市の基本的な政策決定に当たり、その内容等を事前に公表します。
- (2) 公表したものに對する市民の皆さんからのご意見の提出を受け付けます。
- (3) お寄せいただいたご意見の概要とご意見に對する市の考え方、公表した内容等を変更した場合はその内容を公表します。

パブリック・コメント手続に当たって

令和3年(2021年)10月に施行した「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」(以下「本条例」という)は、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すとともに、市民・事業者・市民団体と連携し、地球温暖化対策の取り組みを進めていくために、制定しました。

本条例第18条には、「この条例は、その運用状況、地球温暖化対策に係る技術水準の向上、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例施行の日以後5年以内に見直しを行うものとし、以後5年以内ごとに見直しを行うものとする。」と規定しており、令和8年10月には、本条例の施行後、5年が経過することとなります。

こうしたことから、本市の環境の保全と創造に関する基本的事項等について調査審議を行う「横須賀市環境審議会」に、本条例の見直しについて諮問し、審議・検討を重ね、法改正をはじめとする社会情勢の変化に対応するため、見直しを行うこととしました。

このたびのパブリック・コメント手続は、この改正内容について、ご意見を伺うものです。

【目次】

◆見直しにあたっての考え方	3
◆見直し項目について	3
◆意見の提出方法	4

◆ 見直しにあたっての考え方

条例制定時の基本的な考え方である「理念条例」の位置付けを維持し、個別具体的な施策は、本市の地球温暖化対策実行計画である「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」において定めることとしています。

一方で、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(以下「建築物省エネ法」という)の改正により、新築住宅・建築物に対し、省エネ基準への適合が義務付けられるほか、今後も省エネ基準の引き上げが予定されるなど、建築物に由来する排出量削減の重要性は、一層高まりを見せています。

こうしたことから、条例制定時から、住宅や建築物を取り巻く環境が変化していることを踏まえ、省エネに関する条文に建築物に特化した方針を追記する条例改正を行います。

なお、条例改正にあたっては、二酸化炭素の排出量を示す際に用いられる「部門」の表現を整理するために、現行の条例に規定する条文の見出しについても併せて、修正を行います。

◆ 見直し項目について

(第12条・第13条関係)

上記「◆ 見直しにあたっての考え方」を踏まえ、エネルギー使用の合理化(省エネ)に関する第12条に、建築物に特化した方針を追加します。

また、建築物に特化した方針を追加するにあたり、二酸化炭素の排出量を示す際に用いられる「部門」の表現を整理し、省エネを進める対象となる部門を分かりやすいものとするため、第12条及び第13条の見出しの表現についても修正します。

意見の提出方法

1 提出期間 令和7年(2025年) 10月10日(金) から
令和7年(2025年) 10月31日(金) まで

2 宛 先 経営企画部都市戦略課ゼロカーボン推進担当

3 提出方法

- (1) 書式は特に定めていませんが、住所及び氏名を明記してください。
- (2) 市外在住者の方が提出する場合は、次の項目についても明記してください。

- ・(市内在勤の場合)勤務先名・所在地
- ・(市内在学の場合)学校名・所在地
- ・(本市に納税義務のある場合)納税義務があることを証する事項
- ・(本パブリック・コメント案件に利害関係を有する場合)
利害関係があることを証する事項

- (3) 次のいずれかの方法により提出してください。

ア 直接持ち込み

- ・経営企画部都市戦略課 (横須賀市役所本館1号館4階7番窓口)
- ・市政情報コーナー (横須賀市役所本館2号館1階 34 番窓口)
- ・各行政センター

イ 郵送

〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地
横須賀市役所 経営企画部都市戦略課(ゼロカーボン推進担当)

ウ ファクシミリ

046-822-9285

エ 電子メール

zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp

個々の御意見等には直接回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。
御提出いただいた御意見等とこれに対する考え方は、意見募集期間終了後、
速やかに公表いたします。